

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山相地区）を行うことについて令和7年9月2日適当と決定した。

その関係書類を善通寺市生活産業部農林課において令和7年9月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和7年9月9日

香川県知事 池 田 豊 人